



内務省特報



○新舊兩内務大臣の挨拶

内閣交迭の翌三十一日午前十一時五十分内務省では大會議室に總員參集、前内相木戸侯爵は親しげな態度を以て「去る一月圖らず内務大臣に任命せられて以來今日に至るまで大過なきを得たるは一に各位の御援助に依る次第で今退官するに臨んで衷心から感謝する、今や長期建設を一段強化すべきの時勢となつた内務省としては一層困難且複雑なる行政を處理しなければならぬ、希くは新大臣を援けられて勇往邁進東亞新秩序建設の爲め奉公の誠を盡されんことを熱望する云々」との主旨を以て挨拶せられた、次で小原新大臣は「予は此度内閣の交迭に當り内務大臣兼厚生大臣の恩命に浴したので萬事不行届な身を以て此大任に當るこ

とは心中恐懼に堪へないのである、内務厚生兩省の行政についてには全く不案内で此重任に當るには一に諸君の御援助に俟たなければならぬ何分の御援助を御願ひする。此外に一言申述べたいと思ふことは内外に互り最も重大なる東亞新秩序の建設に邁進するの秋、官吏といはず一個人といはず眞に國民の一致協力を要する。由來内務省は歴史的に國民一致の實を擧ぐるには地方廳を通して重大なる任務を遂行するの關係に立つ所である、故に内務省に奉職せらるゝ諸君は一層此點につき努力せられたい、又初内閣會議に於て種々決定せられたるものがあるが其の内特に申述べたいことは新内閣に於ては素より従前の内閣の執りたる指導精神を是認し敢て之が實行を忽かせにせんとするといふのではないが一ツ新たなる事は政治の明朗潤達を圖るといふ

ことである。此政治の明朗潤達を實現するには唯諸君の熱誠なる御援助に俟つの外はない予は曩年官職を退き三年六ヶ月間民間に在つてつく／＼痛感したることは近頃官吏界に於ては責任感が著しく稀薄となつた點である。實に官吏に尙ぶべきことは其責任を認識自覺し之を完ふすることに

存する、此責任感が乏しきに於ては行政の效果は見られないことは言ふまでもない、本省地方廳を通じて自省し自戒し各其責任感を強化することを切望する。他事は更に機を得て述ぶることとし以上を以て挨拶に代ゆるものである云々」といふ意を述べられた、館次官は全員を代表して「木戸前大臣には一月以來八ヶ月克く指導し誘掖せられたるも閣下の意に副ひ得ざりし事の多かりしを御詫びす、今や内閣の交代に當り本省を去らるゝことは甚遺憾極りなきも事已むを得ざる次第である謹んで御厚情に對し深甚なる感謝の意を表すると共に國家の多難の際御自重あらんことを御願ひする。小原新大臣には此度本省及厚生兩省の長官に任ぜられたが夙に司法界に於ての御手腕は傳承する所である。

内務行政に直接せらるることは御話の通り始めての事なるも素より明朗潤達の精神を以て御指導あらせらるることなれば廳員一同も只今御訓示の通り一層各自の責任を認識し其職務の遂行に努力せんことを期する次第である云々」との主旨を答辭とせられた。

◎新舊内務次官の挨拶

前次官館哲二氏及新次官大達茂雄氏は九月六日午前十一時五十分全省員の參集を求め第一會議室に於て夫れ／＼挨拶せられて全員に激勵を加へられ挾間地方局長は全員を代表して前次官に感謝の意を表し新次官に祝意と希望とを述べて答辭とせられた。

◎興亞奉公日第一日

内務省に於ては去る八月八日の内閣決定に基き九月一日午前八時廳員一同第一會議室に參集、近藤土木事務官の號令に依り先づ宮城を遊拜し次で君ヶ代を齊唱す、次で小原

内相は壇上に立ち、我國內外の情勢を述べられて近衛内閣に於て創設したる國民精神總動員運動の必須的運動にして且些かの弛緩を許さず其の運動の三大指導精神たる舉國一致、盡忠報國、堅忍持久を實生活に具現しなければならぬ、之れが則ち毎月一日を興亞奉公日とし強力日本建設に向つて邁進し恒久實踐の源泉たらしむ日と定めたる所以で地方廳指導の職責をもつ内務省員の特に自肅自省を要する途である、新任の挨拶中に官吏の責任に言及したものは畢竟此主旨に出づる所であるとの趣旨を約二十餘分間に互り訓示せられた。

◎首相の歐洲戰爭對處聲明

帝國政府では四日午後七時三十五分阿部首相聲明の形式を以て聲明を發表し今次歐洲戰爭に對處する帝國の態度を中外に闡明したが、これは「帝國當面の最大使命は支那事變を速かに解決するにあり」との根本國策が歐洲情勢の起伏によつて毫も動搖を受くるものに非ずこの最高目標を基

準として自主外交を推進しようといふ帝國の決意を表明したものである、右聲明中特に「中立」といふ言葉を使用せず「帝國は之に介入せず」といふ新しい言葉を使用したのは帝國にとつては目下支那事變解決といふ重大任務を遂行中であるのでこの事變處理といふ最高目的のためにはいづ如何なる時目下交戰状態にある歐洲の第三國を敵視しなければならぬ様な事態が惹起されないと豫測し難い、かゝる場合に帝國が全く事變處理の立場から之等の第三國を干戈に訴へて排撃せねばならぬやうな場合があれば極東に於ては敵對關係を持ち歐洲に於ては中立關係を保つといふ様な使ひ分けは到底不可能になるからである、以上は「介入せず」といふ言葉の裏に潜む含みとも見らるべきものである、然し外務省方面の解釋によれば從來の國際法上の慣例では第三國間に戰爭状態勃發した事が確認された場合にはは之等交戰國と何等同盟關係なく又從屬關係なき他國は自動的に中立的地位に立つこととなつてゐるので客觀的に見れば帝國も今後歐洲戰爭の勃發に當つては既に自動的に中

立國としての権利を取得し義務を負うたものである、以上の如く法理論から見れば既に英佛兩國大使は四日夫々澤田外務次官に對獨宣戰布告の通告をなしてゐるので帝國は中立的立場にありといふべく従つて「介入せず」といふ言葉は當然「中立」と解しても差支なしとの見解をとつてゐるこれを要するに少くとも「歐洲戰爭に關する限り」帝國政府が事實上中立の立場に立つたものと解するのは今後の事實に照らしても妥當といへるであらう。

○日立市の設置

昭和十四年八月二十六日木戸内務大臣は左の通告示せられた。

内務省告示第四百四十號

市制第三條及町村制第三條ニ依り昭和十四年九月一日ヨリ茨城縣多賀郡日立町及助川町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ日立市ヲ置ク

昭和十四年八月二十六日

内務大臣侯爵 木戸幸一

夏秋漫吟

野狐禪

女客を夕顔の門に送り出で、
ゆら／＼と夕顔ほどの月の前
蝗飛ぶや矢を射る如く右左
糸につゞりて瑤瑤めきし蝗かな
刺青の龍雲を呼び日焼肌
日焼して毒消費の美貌かな
稻妻や樹海ものめく航空路
電光の走りて雨の竹數管
咲き残る百百紅秋近し
高草刈りて大いなる月や秋隣
宵闇を路地行きずりの女の香
幽霊と話す奈落のうそ寒し（劇場）
色鳥に見入る聴き入る抜き衣紋
本坊へ杉のしるべや秋の山
霧深く閉して谿の瀬音哉